

報告第2号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年5月19日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成21年1月25日（日）正午ごろ、北本市大字北本宿208番地1先市道120号線において舗装の破損により車両を損傷させたもの

3 損害賠償の額 金62,118円

平成21年3月26日

北本市長 石 津 賢 治